平成24年(行ウ)第117号 発電所運転停止命令義務付請求事件

原 告 134名

被 告 国

求釈明書

2017年10月10日

大阪地方裁判所 第2民事部 合議2係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 冠 木 克 彦

弁護士 武 村 二 三 夫

弁護士 大橋 さゆり

弁護士 髙 山 巌

弁護士 瀬 戸 崇 史

復代理人

弁護士 谷 次 郎

1 はじめに

被告は、本日陳述にかかる平成29年9月27日付第18準備書面の第2(p8以下)において、求釈明に対する回答をしている。その回答について再度求釈明をする。

2 求釈明事項2に対する回答及び求釈明事項3に対する回答(同準備書面p1 1 (2))

原告らは、指摘にかかるデータが意図的に操作されたものではないか、と釈明を求めたところ、被告は意図的に操作されたということはあり得ない(p13)、あるいは誤記である(p15)と回答した。

問題のデータは、宮腰他論文(乙61)p11表6のデータである。断層面積 S(km²)にしぼると、4a1948年福井地震について、引用元の菊池・他論文では300km²としているところこれを宮腰他論文では600km²とし、被告第16 準備書面p51図2の見直しデータでは300km²とした。また10a1945年三河地震について、引用元のKikuchi et al 論文では300km²としていたところこれを宮腰他論文では750km²とし、上記被告の見直しデータでは元の300km²ではなく375km²としている。これら二つのデータをみると、宮腰他論文は二つのデータについて引用元の論文のデータを2倍あるいは2.5倍にしている。宮腰他論文表6は、武村式のデータセットを震源インバージョンによって見直した断層面積は大きくなったということを示そうとしている。これらのデータの変更は、宮腰らの論旨に有利な方向においてなされ、しかも一つの表の中に二つもなされている。これらからすれば、宮腰他はこの二つのデータを意図的に改ざんしたものとみるべきと思われるが、被告はなお、意図的ではない、とするのか。宮腰他論文は著者が3人もいるのであり、3人とも誤記を見逃すとは考え難いところである。

なお、後記3の宮腰他の信用性のないデータの採用及び恣意的なデータの選択 もあわせてみると、上記二つのデータはまさに改ざんというべきと考えるがその 点はどうか。

3 求釈明事項4に対する回答について

上記のとおり、宮腰他論文表6の10a1945年三河地震の面積について、引用元のKikuchi et al 論文では300km²としていたところ、宮腰他論文では750km²とし、上記被告の見直しデータでは元の300km²ではなく375km²としている。被告の主張によれば、元のKikuchi et al 論文では断層長さL(km)が20kmとなっているところ、宮腰他論文が「Finite-Source Rupture Model Database」において25kmとしていることから、25kmに変更したものと判断し、被告第16準備書面の見直しデータ図2において、これに断層幅15kmをかけて断層面積を375km²とした、という。すなわち被告は、宮腰他論文による15kmから25kmへの変更は見直す必要がないと判断したことになる。

この被告自身のデータの取り扱いについて、以下の2点の求釈明をする。

第1は、データの信用性についての判断である。上記「Finite-Source Ruptur e Model Database」には確かに断層長さ25.00との記載があるが、左下欄に「Data source?」との記載がある。すなわちデータの出所が不明なのである。宮腰他は、Kikuchi et al 論文のデータを出所不明のデータに置き換えた(改ざんした)のである。被告はなぜこのような信用性のない書き換えを追認したのか。その理由を明らかにされたい。

第2に、データの恣意的な選択である。入倉・三宅式にせよ、武村式にせよ、断層面積ないし断層長さと、地震モーメントとの相関関係を示すものである。したがって地震のデータを評価するとき両者はセットで検討されなければならない。上記「Finite-Source Rupture Model Database」には地震モーメント(Seismic moment)のデータ1.13E+19の記載もある。宮腰他は、自己の主張に有利なよ

うに、断層長さについてのみ取り入れて Kikuchi et al 論文のデータを変更した。地震モーメントのデータは、Kikuchi et al の 1.0E + 19 よりも「Finite-Sourc e Rupture Model Database」の 1.13E + 19 の方が大きい。この地震モーメントも用いると武村式批判が弱くなるので宮腰他は恣意的なデータの選択をしたのである。被告はなぜこの宮腰他論文の恣意的なデータ選択を容認したのか、その理由を明らかにされたい。

以上